

会議名 令和6年度手数料適正化検討委員会

◇詳細－政策経営部財政課 電話 03-4566-2521

附属機関又は 会議体の名称		手数料適正化検討委員会
事務局（担当課）		政策経営部財政課
開催日時		令和6年4月24日
開催場所		本庁舎政策経営部会議室
議 題		1. 令和6年度手数料適正化検討委員会について 2. 手数料改正意向調査結果について 3. 豊島区手数料条例の改正について 4. 手数料実態調査の実施方針について
公開の 可否	会 議	非公開 非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため非公開とする。
	会議録	一部非公開 非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため一部非公開とする。
出席者	委 員	区民部長（副委員長）、企画課長、財政課長、行政経営課長、総合窓口課長、生活衛生課長、建築審査担当課長、土木管理課長および条例改正案件所管課長（都市計画課長）
	事務局	財政課2名
会議次第		(1) 議題の案件について説明 (2) 質疑応答

◎ 会議の概要等

下記の議題について、所管課長、事務局担当者より説明を行った。

1 令和6年度手数料適正化検討委員会について（資料1）

4月1日付の人事異動に伴い、委員の変更を報告した。

2 手数料改正意向調査結果について（資料2）

4月に実施した手数料の改定意向調査結果について、説明した。

令和6年 第2回定例会の予定案件

3件（都市計画課1件、建築課2件）

3 豊島区手数料条例の改正について（資料3）

（1）宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査手数料の新設について（都市計画課）

宅地造成等規制法が改正され、令和5年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法が施行された。また、都は令和6年7月下旬に規制区域の指定を予定しており、豊島区は全域が規制区域となる予定である。規制区域内で行われる盛土等を許可の対象としており、新たに審査事務が発生するため、規定の整備を行う。
⇒改正案について承認した。

【委員からの質問とそれに対する回答】

- ・本区における事例はありそうなのか、またどの程度の件数か。
⇒正確な件数は持ち合わせていないが、対象になる事例はそれほどないと考えている。
- ・各手数料の金額は、23区で統一されているのか。
⇒東京都の金額に合わせて、23区で統一している。

（2）都市計画法に基づく開発行為の許可の申請に対する審査手数料の改正（都市計画課）

宅地造成等規制法改正により、開発許可（都市計画法第29条）を得た場合にも宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を受けたものとみなされ宅地造成及び特定盛土等規制法の規定も適用されるよう規定された。これを受けて、都市計画法に基づく開発行為の許可の申請に対する審査手数料についても整合が取れるよう見直す。
⇒改正案について承認した。

【委員からの質問とそれに対する回答】

- ・本件も各手数料の金額は、23区で統一されているのか。
- ⇒東京都の金額に合わせて、23区で統一している。

(3) 建築基準法に基づく大規模修繕又は大規模模様替えの認定の申請に対する審査手数料の新設（建築審査担当課）

令和6年4月1日に建築基準法が改正された。これまでは、建築可能な敷地の条件に2m以上の接道義務を課す規定、又は、建築物などの道路突出を禁止する規定の既存不適格建築物については、大規模の修繕又は模様替えとなる改修を行う場合には現行規定が適用されるため、改修自体を断念するケースがほとんどであった。

今回の改正により、この2つの規定については、安全性等の確保を前提に遡及適用させない認定制度が創出されたため、既定の整備を行う。

⇒改正案について承認した。

【委員からの質問とそれに対する回答】

- ・省エネを目的とした改修ではなくとも、現行規定が適用されないということか。
- ⇒省エネを推進する目的はあるが、限定されていない。
- ・本件も各手数料の金額は、23区で統一されているのか。
- ⇒東京都の金額に合わせて、23区で統一している。

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の名称変更に伴う規定整備（建築審査担当課）

令和6年4月1日施行の改正「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」において、第1条の目的に太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の設置を促進することが追加されたことに伴い、法律の名称が変更になったため、規定の整備を行う。

⇒改正案について承認した。

【委員からの質問とそれに対する回答】

- ・なし

4 手数料実態調査の実施方針について（資料4）

手数料については、概ね3年ごとに実態調査を行っているが、コロナ禍における社会経済状況の変化等を踏まえ、令和元年度を最後に実施を見合わせている。この間の状況の変化などを考慮し、実態調査の再開に向けた検討を行いたい。

⇒事務局の方針について承認した。

会議の結果	<ul style="list-style-type: none"> 提示された豊島区手数料条例改正案について、手数料適正化検討委員会で承認したものとし、令和6年第2回定例会に豊島区手数料条例改正案を上程する。
提出された資料等	<p>資料1-1 手数料適正化検討委員会 委員名簿</p> <p>資料1-2 豊島区手数料適正化検討委員会設置要綱</p> <p>資料2 令和6年度「手数料」改正意向調査票</p> <p>資料3-1 議案資料、新旧対照表、積算資料、説明資料（都市計画課）</p> <p>資料3-2 議案資料、新旧対照表、積算資料、説明資料（建築課）</p> <p>資料4 手数料実態調査の実施方針について</p>
その他	なし